

保 発 1222 第 3 号
令和 3 年 12 月 22 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令等の公布について

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第339号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第197号。以下「改正省令」という。）が本日公布及び施行されたところである。

改正政令及び改正省令の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たってはこれらに留意の上、遺漏ないように取り扱われたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率について設けられている加算・減算制度（協会インセンティブ制度）に係る加算率（以下単に「加算率」という。）について、令和4年度も令和3年度と同様の加算率（0.007%）とすること。

第2 施行期日

改正政令及び改正省令ともに、公布の日（令和3年12月22日）から施行すること。

政令第三百三十九号

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百六十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「平成三十三年三月から平成三十四年二月まで」を「令和三年三月から令和五年二月まで」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之

内閣総理大臣 岸田 文雄

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第九十七号

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十五条の二第一号二の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

厚生労働大臣 後藤 茂之

健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 令和三年三月から令和五年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第三百二十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは「千分の〇・〇七」とする。</p>	<p>附則</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第三百二十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは「千分の〇・〇七」とする。</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。